

京丹後市

認知症とともに生きる まちづくり条例

令和4年（2022年）

3月29日施行



認知症は、誰もがなり得る身近な病気です。すべての市民が同じ地域社会の一員として、認知症の有無にかかわらず、安心していきいきと暮らし続けることができる地域を作っていくために、この条例を作りました。

京丹後市

条例はこんな風にしてつくりました。

本人の声を聴かせてもらいました。

デイサービスでは仕事が
あってうれしい。
家では何にもせんけど、
デイサービスでは仕事が
したい。

お互い様という姿勢で
さりげなく接してほしい。
そういう地域で
あってほしい。

家族とここで今まで通り
暮らしたい。自由に
出かけられるところが
欲しい。



権利擁護支援体制あり方検討委員会や、パブリックコメントで、 ご意見を募集しました。

- ・認知症の人の自己決定を大事にしていくことが大切。
- ・認知症になっても進行を遅らせるような取り組みが大事。
- ・どれだけの方が、「わが事」としてとらえることができるかに、かかっているのかな。



条例のポイント

第1条

……条例の目的は？

今後更なる高齢化の進展が見込まれる中、認知症を当事者や家族、関係者だけの問題ではなく、「自分ごと」として受けとめていただき、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

認知症とともに生きるまちづくりの基本となる考え方を共有し、全ての市民が認知症の有無にかかわらず、安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現を目指しています。

第2条

……用語の意味

「認知症」「認知症の予防」「市民」「事業者」「地域組織」「関係機関」「認知症サポーター」について用語の意義を定めています。

「**認知症**」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいいます。

「**認知症の予防**」とは認知症になるのを遅らせること又は認知症になっても進行を穏やかにすることをいいます。

第3条

……基本理念は？

認知症の予防を含めた認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人及びその家族の視点に立った地域づくりを目指します。認知症の人がその意思により、その有する力を最大限に活かしながら、安心して社会参加できる地域づくりを目指します。

認知症は誰でもなり得る身近な病気であるという認識の下、市、市民、事業者、地域組織及び関係機関はそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携して、全ての市民が認知症の有無に関わらず、安心していきいきと暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

第4条

……市が責任をもって取り組むこと

市は、この条例の基本理念に基づき、市民、事業者、地域組織及び関係機関との連携及び協力により、認知症に関する施策を総合的に推進していきます。

また、認知症の人とそこそご家族の意見を踏まえ、必要な施策を実施するよう努めます。

市民一人ひとりが安心していきいきと暮らすことができる地域にするために、私たちができること (第5条～第8条)

市民の私たちができること



- ・ 認知症について正しい知識と理解を深めるとともに、認知症の予防や市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めます。
- ・ 市、事業者、地域組織、関係機関が実施する認知症に関する施策や取組に協力するよう努めます。

事業者（商店街や企業など）ができること



- ・ 従業員が認知症に関する正しい知識と理解を深めるために必要な教育を実施するよう努めます。
- ・ 市、市民、地域組織、関係機関が実施する認知症に関する施策や取組に協力するよう努めます。

地域組織（自治会など）ができること

- ・ 組織全体で、認知症に関する正しい知識と理解を深め、地域の市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めます。
- ・ 市、市民、事業者、関係機関が実施する認知症に関する施策や取組に協力するよう努めます。

関係機関（医療や介護、福祉等において認知症の人の支援に関わる機関）ができること

- ・ 関係機関は、相互に連携し、認知症の人の容態に応じた適切な医療・介護・福祉等のサービスが提供されるよう努めます。
- ・ 関係機関は、認知症に関する専門知識を有する人材の育成に努めます。
- ・ 関係機関は、市、市民、事業者、地域組織が実施する認知症に関する施策や取組に協力するよう努めます。

認知症に関する市の施策 (第9条～第11条)

正しい知識の普及

- ・認知症サポーターの養成を積極的に推進します。
- ・研修会の開催や、広報媒体を活用した普及啓発に努めます。



※認知症サポーターとは
認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持って、地域及び職域で認知症の人及びその家族をできる範囲で手助けする人です。

認知症の予防等

- ・認知症予防に資する活動促進のための環境づくり、啓発活動等に努めます。
- ・市民、事業者、地域組織、関係機関が主体的に実施する認知症予防を目的とした活動に必要な支援を講ずるよう努めます。
- ・認知症の早期発見、その後の適切な支援を実施できるよう、相談や連携体制づくりに取り組みます。



認知症の人及びその家族への支援

- ・認知症の人やご家族が安心して相談できる体制づくりや社会参加できる環境づくりに取り組みます。
- ・認知症の容態に合わせて適時・適切な支援ができるよう、関係機関等と連携・協力の体制づくりに取り組みます。
- ・認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取り組みを推進していきます。

京丹後市健康長寿福祉部長寿福祉課

〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL 0772-69-0330 Fax 0772-62-1156